



2025年8月29日

三島信用金庫

静岡県内初！【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の取扱いを開始
～南海トラフ地震に対する高齢世帯の住まいの耐震化促進を支援～

三島信用金庫は、三島市および独立行政法人住宅金融支援機構と連携し、60歳以上の方に向けリバースモーゲージ型住宅ローン【リ・バース 60】耐震改修利子補給制度の取扱いを令和 7 年 9 月 1 日から開始いたします。

記

当金庫で取扱いする【リ・バース 60】耐震改修利子補給制度は、高齢世帯の皆さまが地方公共団体の耐震改修補助金を受けて自宅の耐震改修工事を含むリフォーム工事を行う際、住宅金融支援機構が利子補給を行うことで、70歳以降無利子でリバースモーゲージ型住宅ローンをご利用いただける制度です。静岡県内の地域金融機関としては、当金庫が初めての取扱いとなります。本制度は、三島市木造住宅耐震改修事業費補助金と併せてご利用いただくことができます^(注1)。

当金庫では、本制度の取扱いを通じて、南海トラフ地震等の災害に備えた高齢世帯の耐震化促進により、地域が抱える課題の解決に貢献してまいります。今後も三島市および住宅金融支援機構と連携し、地域の皆さまが安心して快適に暮らせる住生活の実現を目指してまいります。

(注1) 【リ・バース 60】耐震改修利子補給制度を利用する場合は、受けられる補助金が減額されます。

<【リ・バース 60】耐震改修利子補給制度創設の背景>

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震において、高齢世帯の割合が多い市町村で旧耐震基準の木造住宅を中心に多くの被害が発生しました。被災を契機に、地震への安全性の確保の意識が高まっています。

一方で、高齢世帯は、経済的な制約や相続人がいない等の理由により、耐震改修工事に踏み切れない場合も多いと考えられ、政府の耐震化目標（令和 12 年度までに耐震性が不十分な住宅ストックを概ね解消すること）の達成に向けた課題となっています。

このような背景から、ご高齢のお客さまの生活資金への負担をなるべくかけずに、耐震性を確保した住宅に移行できるよう、令和 6 年度補正予算において、【リ・バース 60】耐震改修利子補給制度が創設されました。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

マーケティング戦略部

電話番号：0120-608-386

受付時間：平日 9:00～17:00



MISHIMA SHINKIN BANK